

令和 6 年度 区画整理関連事業

(工事設計図書)

設計書

市道上沖大道線外道路詳細設計業務委託

(当初設計)

業務番号 委託 第 9 号

業務名 市道上沖大道線外道路詳細設計業務委託

履行場所 たつの市龍野町四箇地内 外

工 種 道路設計

契約数量表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
測量委託費					
調査測量					
基準点測量					
基準点測量					
4級基準点測量		点		30	
路線測量					
路線測量					
作業計画		業務		1	
現地踏査		km		1.1	
線形決定		km		1.1	
IP設置		km		1.1	
中心線測量		km		1.1	
仮BM設置測量		km		1.1	
縦断測量		km		1.1	
横断測量	測点間隔->20m	km		1.1	
現地測量					
現地測量					
現地測量(作業計画)	縮尺:1/500	業務		1	

数量総括表(1)

業務名	市道上沖大道線外道路詳細設計業務委託			事業区分	区画整理関連事業	
				工事区分	道路設計	
工種・種別・細別・名称	規格	算式	数量	単位	摘要	
測量委託						
調査測量						
基準点測量						
基準点測量						
	4級基準点測量	平地(耕地)	30	30	点	
路線測量						
路線測量						
	作業計画 [路線測量]		1	1	業務	
	現地踏査 [路線測量]	平地(耕地)	1.10	1.10	km	
	線形決定	平地(耕地)	1.10	1.10	km	
	IP設置	平地(耕地)	1.10	1.10	km	
	中心線測量	平地(耕地)	1.10	1.10	km	
	仮BM設置測量	平地(耕地)	1.10	1.10	km	
	縦断測量	平地(耕地)	1.10	1.10	km	
	横断測量	測点間隔:20m 平地(耕地)	1.10	1.10	km	
現地測量						
現地測量						
	現地測量(作業計画)	縮尺:1/500 平地(耕地)	1	1	業務	

特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、たつの市が発注する「市道上沖大道線外道路詳細設計業務委託」に適用する。本業務の遂行に当たっては、受託者は本特記仕様書及び次の図書を準拠するものとする。

「たつの市財務規則」、「測量業務等共通仕様書」（兵庫県）、「設計業務等共通仕様書」（兵庫県）

見積参考図書は、業務履行における発注者の標準的な考え方を示したものであり、その記載内容については契約条件として取り扱われるものではない。

第2条 業務目的

本業務は、龍野 IC 周辺まちづくり事業の実施に併せて、周辺道路網の見直しを行うために、市道上沖大道線、市道四箇長真線及び市道大道四箇線において、測量及び道路詳細設計を行い、工事発注に必要な成果を作成することを目的とする。

なお、設計にあたっては、関係省令、基準を遵守し、また、関連事業である龍野 IC 周辺まちづくり事業の施行者である龍野 IC 周辺土地区画整理準備組合と調整を行うこと。

第3条 業務内容

(1) 共通

- ・打合せ協議
第4条に基づくものとする。
- ・成果品の整理
第6条に基づくものとする。

(2) 路線測量

- ・現地踏査
- ・線形決定
- ・IP設置
- ・中心線測量
- ・仮BM設置測量
- ・縦断測量
- ・横断測量

(3) 現地測量

- ・作業計画

共通仕様書、特記仕様書、作業規定等による作業内容を把握すること。
基準点や水準点のデータは、貸与するものとする。

- ・細部測量
- ・数値編集
- ・数値地形図データファイルの作成

(4) 道路詳細設計

- ・設計計画及び施工計画
- ・現地踏査
- ・平面縦断設計
- ・横断設計
- ・道路付帯構造物・小構造物設計
- ・仮設構造物・用排水設計
- ・設計図
- ・数量計算
- ・照査
- ・報告書作成

(5) 平面交差点詳細設計

- ・設計計画
- ・現地踏査
- ・平面縦断設計
- ・横断設計
- ・交差点容量・路面表示
- ・小構造物設計
- ・用排水設計
- ・設計図
- ・関係機関との協議資料作成
- ・数量計算
- ・照査
- ・報告書作成

第4条 打合せ協議

打合せ協議は以下の通りとし、原則初回及び成果品納入時は管理技術者が立ち会うものとする。また疑義が生じた場合や監督員が要求した場合は、その都度打合せを行うものとし、監督員との協議により設計変更の対象とする。

- (1) 打合せ：初回1回、中間8回、成果納入時1回、計10回
- (2) 関係機関協議：3回

第5条 提出書類等

受託者は契約締結後、下記の書類を速やかに提出し、承認を得るものとする。

(1) 着手届

(2) 業務計画書

受託者は、契約締結後 14 日 (休日等を含む) 以内に業務計画書を提出し、監督員に提出しなければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- ・業務概要
- ・実施方針
- ・業務工程
- ・業務組織計画
- ・打合せ計画
- ・成果品の内容、部数
- ・使用する主な図書及び基準
- ・連絡体制 (緊急時含む)
- ・使用する主な機器 (機器の検定証明書の写しを添付)
- ・その他

(3) 工程表

(4) 管理技術者届

(5) 照査技術者届

(6) テクリス関係書類

第6条 成果品の提出

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。成果品は「ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体 (CD-R) で2部提出し、さらに「紙媒体」による成果品を2部提出するものとする。「ガイドライン」で特に記載がない項目については、監督員との協議の上、決定するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については、「電子納品運用ガイドライン (案)」、「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン (案)」を参考にするものとする。成果を提出の際には内容のチェックを行い、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。

第7条 照査

受託者は下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- (1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- (2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。

また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。

(3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

第8条 その他

(1) 土地への立ち入り等

受託者は、測量業務実施及び現地踏査のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとし、監督員の指示があった場合、受託者はこれに協力しなければならない。

(2) 身分証明書の発行

受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

(3) 関連法令および条例の遵守

受託者は、測量業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

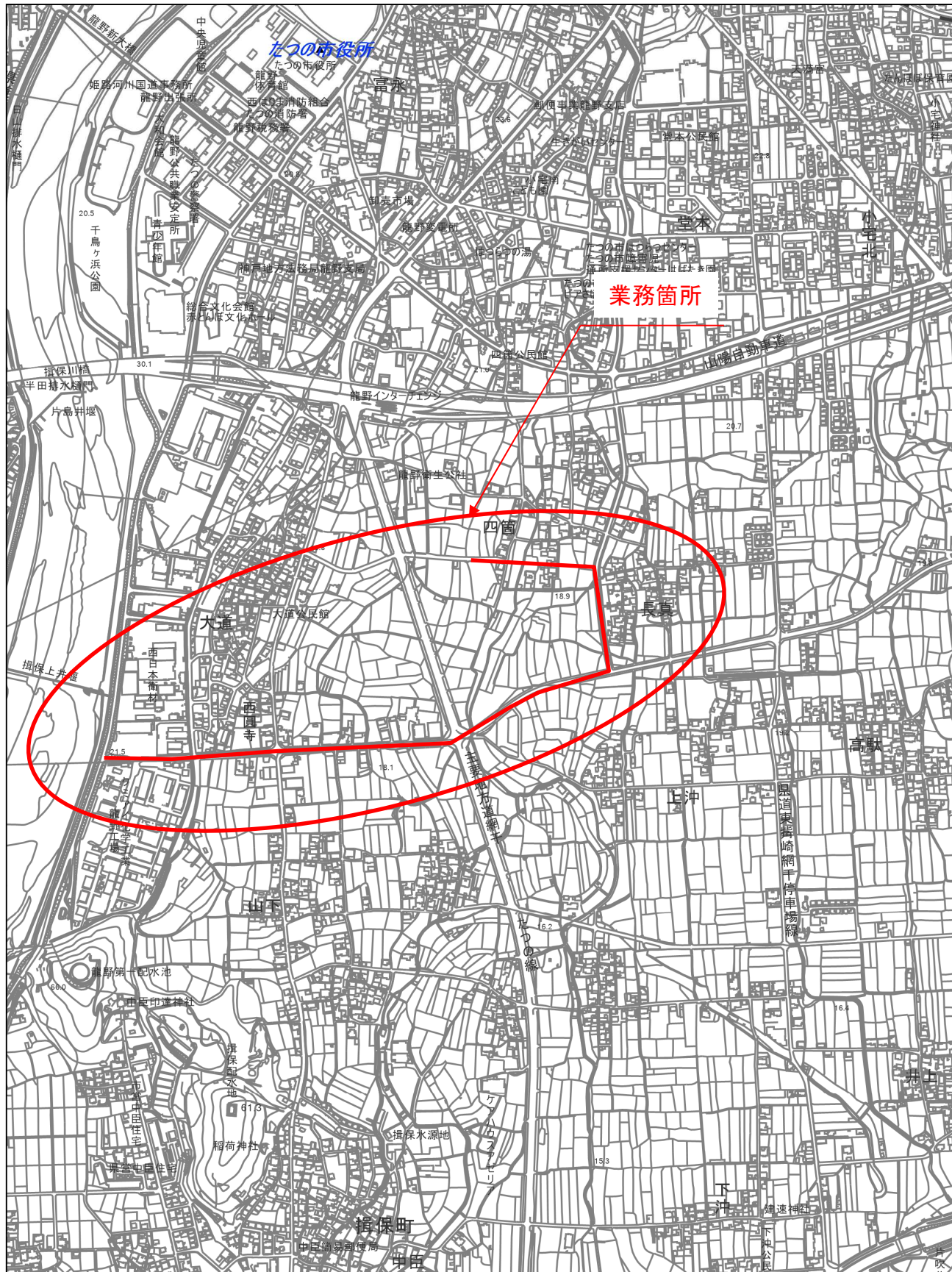
(4) 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

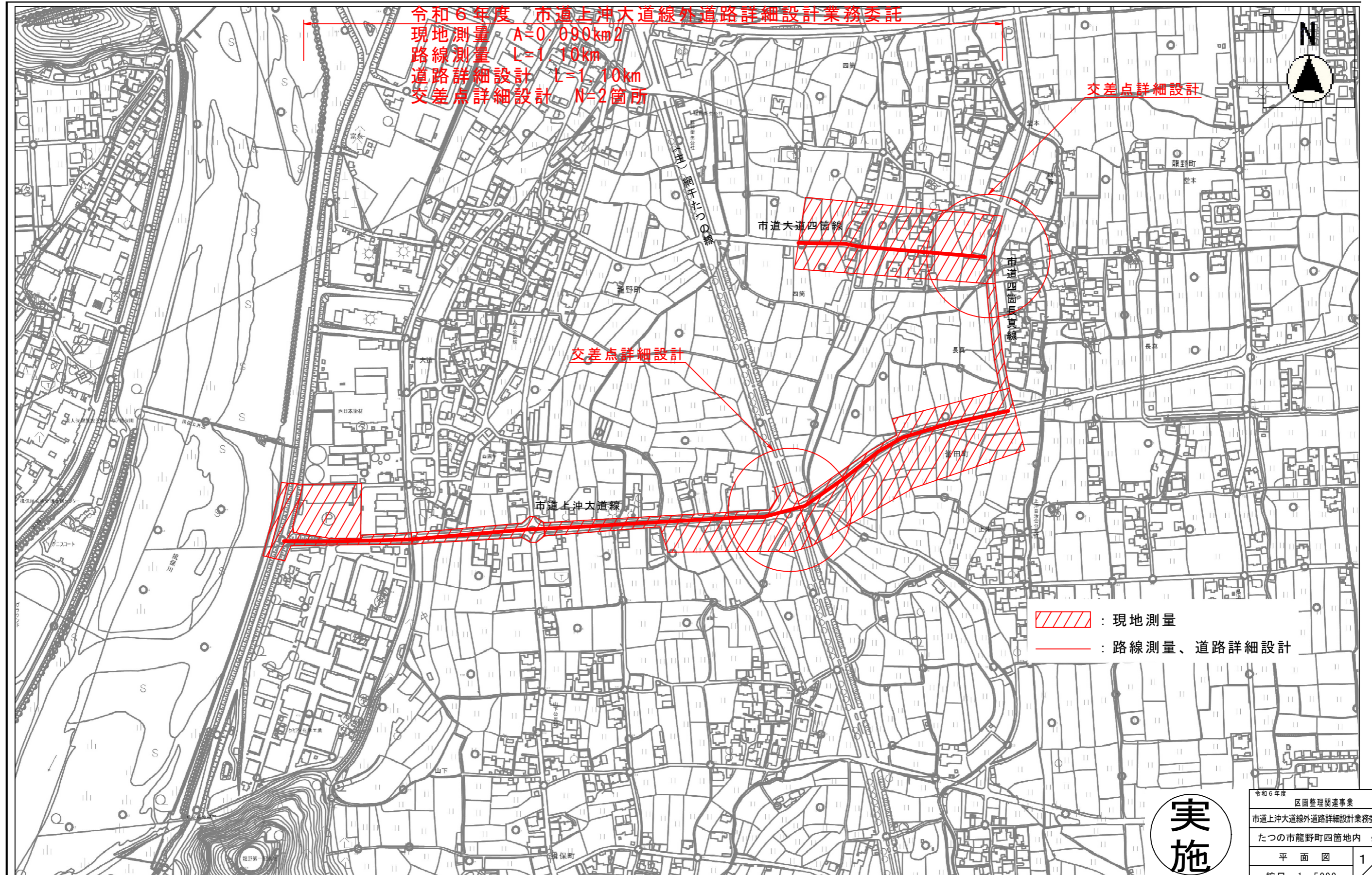
位置図

工事名:市道上沖大道線外道路詳細設計業務委託

施工箇所:たつの市龍野町四箇地内 外



平面図



令和6年度 市道上沖大道線外道路詳細設計業務委託
 現地測量 A=0.090km²
 路線測量 L=1.10km
 道路詳細設計 L=1.10km
 交差点詳細設計 N=2箇所

: 現地測量
 : 路線測量、道路詳細設計

実施

令和6年度 区画整理関連事業	
市道上沖大道線外道路詳細設計業務委託	
たつの市龍野町四箇地内外	
平面図	1
縮尺 1:5000	1
たつの市	